

## 留学生の受入から卒業までの注意事項

- ① 本校の教育方針をよく理解し、学業に専念して留学生としての本分を全うすること。
- ② 日本の法令及び本校の諸規則を遵守し、日本社会での共生に努めること。
- ③ 学費及びその他の諸費に関して、定められた金額を指定の期日までに必ず支払うこと。
- ④ 進級時の学費納入を分納とした場合、学費の納入が完了するまでは進路先に提出する証明書の発行ができない。
- ⑤ 一時帰国は当該年度の学費を完納していることを条件とし、必ず学校側の許可をもらうこと。
- ⑥ 外出時には必ず在留カード等の身分証を携帯すること。
- ⑦ 住所、電話番号、その他身分事項等に変更があった際は速やかに学校へ報告し、必要な行政手続きを遅滞なく行うこと。
- ⑧ 指定日、もしくは教職員が必要と判断した時期に、在留カード及びパスポートの提出をすること。
- ⑨ 出席率、成績の低下、及び教職員の指導に従わない場合、退学、除籍の対象となりうる。
- ⑩ 出席率、成績等が当校の基準に至らない場合は、卒業後に就職活動を継続するための特定活動等の推薦をおこなわない。
- ⑪ 授業中、再三の注意にもかかわらず、居眠りをする者、授業妨害をする者は欠席として扱う。
- ⑫ 学校が提出を求める場合、アルバイト先名、アルバイトの収入、労働時間等がわかる資料の提出をすること。
- ⑬ 学校行事、授業等で撮影した写真・動画等を当校ホームページ・パンフレット・SNS等に掲載することがある。
- ⑭ 進学、就職活動等の進路先に係る証票の提出を求める。提出を怠る場合は卒業証書の授与が遅れる場合がある。